

第3回 有害鳥獣捕獲報償費事案検討委員会

日 時	平成29年4月25日(火)	午後1時30分～午後2時55分
場 所	霧島市役所別館2-1会議室	
出席者	委員：川東部長 砂田課長 別當課長 斎藤課長 片白課長 阿久井課長 塩屋課長 川東課長 林務水産課：山之内課長補佐、落水田G長 馬渡 徳丸 計12名	

(進行：林務水産課)

1 開 会

2 検討委員代表あいさつ

川東農林水産部長あいさつ

3 協 議

(1) 検証結果報告について

事務局	虚偽疑い事案の検証結果の説明
委員	第1回委員会報告との数値に違いがあるのは何故か。
事務局	再度、聞き取り調査を行った結果である。
委員	未確認分があるが、本人が認めていないということなのか。
事務局	そうである。認めていない。

(2) 対応方針(案)について

事務局	対応方針(案)について説明
委員	本人が虚偽を認めていない場合は、告発し、警察に判断を委ねることとなるのか。
事務局	そうである。
委員	虚偽を認めた者の数は、当初で虚偽を認めた者と再調査で虚偽を認めた者の合計という考え方で良いのか。それと、現在、虚偽を認めていない者は、再調査で認めなかった者ということなのか。
事務局	そうである。
委員	処分案のとおりとなった場合、いつから処分を適用するのか。

事務局	現時点では、適用日を決めていないが、今後、国や県と手続き上必要な協議を経て、対応方針を決定後、速やかに処分を行いたい。
委員	現時点で、嫌疑がかかっている者には捕獲指示を出していないが、処分日までの期間は処分期間に含まれるのか。
事務局	含まれない。市の処分方針が決定され、その時点からそれぞれの処分期間を適用する。

(3) 再発防止策について

事務局	再発防止に向けた取扱要領の制定等に関する説明
委員	成獣と幼獣の区分方法として肩甲骨と尾骨の長さやサルの身長などを規定する場合、具体的な測定方法を示してもらえるのか。
事務局	捕獲隊への説明のほか総合支所の職員を対象とした研修会等の開催により、共通の認識を持てるよう取り組む。
委員	要領を新たに設けることとなるが、本年度分についてはこれまでと同様の考え方で良いのか。
事務局	要領は早急に整備の上、本年度の捕獲から適用することとする。

4 その他

なし

5 閉 会